

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書

新旧対照表

「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（令和5年10月版）」を一部改定し、令和6年4月1日以後に入札する委託業務から適用する。

新旧対照表欄外記号の説明

- ◎ 重要な変更
- 標準的な変更
- △ 軽微な変更、誤植等

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和5年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)
I 測量業務共通仕様書 1 総則	I 測量業務共通仕様書 1 総則	
<p>1-46 法定外の労災保険の付保 1～3. (省略) 4. 受託者は「法定外の労災保険」の保険証券の写し<u>もしくは</u>加入証明書の原本<u>または写し</u>を、業務着手の前に、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。 5～6. (省略)</p>	<p>1-46 法定外の労災保険の付保 1～3. (省略) 4. 受託者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しまたは加入証明書の原本を、業務着手の前に、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。 5～6. (省略)</p>	I-1-60 (I-1-60) ○確認書類の扱いを変更

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書

新旧対照表

「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（令和5年10月版）」を一部改定し、令和6年4月1日以後に入札する委託業務から適用する。

新旧対照表欄外記号の説明

- ◎ 重要な変更
- 標準的な変更
- △ 軽微な変更、誤植等

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和5年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)
Ⅱ 調査業務共通仕様書 1 総則	Ⅱ 調査業務共通仕様書 1 総則	
<p>1-39 法定外の労災保険の付保 1～3. (省略) 4. 受託者は「法定外の労災保険」の保険証券の写し<u>もしくは</u>加入証明書の原本<u>または写し</u>を、業務着手の前に、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。 5～6. (省略)</p>	<p>1-39 法定外の労災保険の付保 1～3. (省略) 4. 受託者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しまたは加入証明書の原本を、業務着手の前に、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。 5～6. (省略)</p>	Ⅱ-1-30 (Ⅱ-1-30) ○確認書類の扱いを変更

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書

新旧対照表

「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（令和5年10月版）」を一部改定し、令和6年4月1日以後に入札する委託業務から適用する。

新旧対照表欄外記号の説明

- ◎ 重要な変更
- 標準的な変更
- △ 軽微な変更、誤植等

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和5年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)
Ⅲ 設計業務共通仕様書 1 総則・一般	Ⅲ 設計業務共通仕様書 1 総則・一般	
<p>1-52 法定外の労災保険の付保 1～3. (省略) 4. 受託者は「法定外の労災保険」の保険証券の写し <u>もしくは</u> 加入証明書の原本 <u>または写し</u> を、業務着手の前に、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。 5～6. (省略)</p>	<p>1-52 法定外の労災保険の付保 1～3. (省略) 4. 受託者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しまたは加入証明書の原本を、業務着手の前に、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。 5～6. (省略)</p>	<p>Ⅲ-1-28 (Ⅲ-1-28) ○確認書類の扱いを変更</p>

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書

新旧対照表

「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（令和5年10月版）」を一部改定し、令和6年4月1日以後に入札する委託業務から適用する。

新旧対照表欄外記号の説明

- ◎ 重要な変更
- 標準的な変更
- △ 軽微な変更、誤植等

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和5年10月版	(旧) 令和5年10月版	頁 新(旧)
IV 施工管理業務共通仕様書 1 総則	IV 施工管理業務共通仕様書 1 総則	
<p>1-7 現場技術員 1～2. (省略) 3. 現場技術員は、土木工事に関する技術上の知識を有し、次のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(4) (省略) (5) <u>建設コンサルタント等業務の実務経験及び技術的行政経験を合わせて20年以上有する者。</u> 4～7. (省略)</p>	<p>1-7 現場技術員 1～2. (省略) 3. 現場技術員は、土木工事に関する技術上の知識を有し、次のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(4) (省略) 4～7. (省略)</p>	IV-1-6 (IV-1-6) ◎資格要件の拡大